

佐井村障害者活躍推進計画

佐井村では、令和元年6月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により、地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されたことから、障害者の雇用に関する具体的な取組を盛り込んだ「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（障害者活躍推進計画）」を下記のとおり作成しましたので公表します。

令和2年4月1日

佐井村長 樋口 秀 視

記

機関名	佐井村
任命権者	佐井村長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
佐井村における障害者雇用に関する課題	佐井村においては、職員総数が50名程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。現状、法定雇用率に達しているが、計画期間の終期までこれを維持することと、障害者である職員の活躍のために、更なる体制整備や各種取組が必要となる。
目標	
1 採用に関する目標	実雇用率について、各年度、法定雇用率以上を目標とする。 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 (評価方法) 前年度採用者の定着状況は、毎年の任免状況通報時、人事記録等により把握・進捗管理。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者・人事担当・健康相談担当（保健師）など）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。

	<p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等で変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○新規に採用した障害者及び障害の進行により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○基礎的環境整備として、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。なお、措置を講じるに当たっては、障害者の要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p>○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p> <p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p> <p>○必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p>
4 その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>